

介護・保育事業等における経営管理の強化と
イコルフットィング確立に関する論点整理平成 25 年 12 月 20 日
規 制 改 革 会 議

- 社会福祉事業を取り巻く環境は大幅に変化している。まず、社会福祉法人による福祉サービスの提供が、「措置」という行政の委託から利用者との「契約」へと変化した。
- また、介護保険制度の導入以降、在宅サービスなどの分野では株式会社やNPO法人が参入し、多様な経営主体が競合する市場になった。
- これらの状況を踏まえ、第一に、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置を受けている社会福祉事業者は、ガバナンスの確立と経営基盤の強化を行い、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにすべきである。
- 第二に、さまざまな事業者が利用者の立場に立ってサービスの質や多様性を競い、豊富な福祉サービスが提供されるよう、経営主体間のイコルフットィングを確立すべきである。
- 当会議は、以下に示す論点に沿って引き続き議論を深め、来年6月までに、より具体的な提案を行っていくこととする。

1. 事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導すべきではないか。

(2) 補助金等の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきではないか。
- ・ そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標

準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきではないか。

(3) 内部留保の明確化

- ・ 社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきではないか。

(4) 調達の公正性・妥当性の確保

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきではないか。

(5) 経営管理体制の強化

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきではないか。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきではないか。

(6) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・ 厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきではないか。

2. 経営主体間のイコールフットイング

- ・ 介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットイングを確立すべきではないか。
- ・ 第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・ 社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

以 上